

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

北野建設株式会社

(E00175)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	4
第3 【提出会社の状況】	5
1 【株式等の状況】	5
(1) 【株式の総数等】	5
① 【株式の総数】	5
② 【発行済株式】	5
(2) 【新株予約権等の状況】	5
① 【ストックオプション制度の内容】	5
② 【その他の新株予約権等の状況】	5
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	5
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	5
(5) 【大株主の状況】	5
(6) 【議決権の状況】	6
① 【発行済株式】	6
② 【自己株式等】	6
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期連結財務諸表】	8
(1) 【四半期連結貸借対照表】	8
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	10
【四半期連結損益計算書】	10
【第1四半期連結累計期間】	10
【四半期連結包括利益計算書】	11
【第1四半期連結累計期間】	11
【注記事項】	12
【セグメント情報】	14
2 【その他】	15
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年8月10日
【四半期会計期間】	第77期第1四半期（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	北野建設株式会社
【英訳名】	KITANO CONSTRUCTION CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 北野 貴裕
【本店の所在の場所】	長野県長野市県町524番地
【電話番号】	026（233）5111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部長 塚田 美一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座1丁目9番2号
【電話番号】	03（3562）2331（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部長 塚田 美一
【縦覧に供する場所】	北野建設株式会社 東京本社 （東京都中央区銀座1丁目9番2号） 北野建設株式会社 大阪支店 （大阪市北区堂島1丁目2番5号 堂北ダイビル） 株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第1四半期連結 累計期間	第77期 第1四半期連結 累計期間	第76期
会計期間	自令和2年 4月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 4月1日 至令和3年 6月30日	自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日
売上高 (百万円)	14,879	13,720	75,265
経常利益 (百万円)	349	241	2,952
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	215	266	1,804
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	314	121	2,786
純資産額 (百万円)	33,950	35,840	36,403
総資産額 (百万円)	59,765	60,348	69,649
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	34.68	42.94	5,786.54
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.0	58.6	51.6

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。
- 4 第77期第1四半期連結累計期間より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しています。なお、比較を容易にするため、第76期及び第76期第1四半期連結累計期間についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染者数増加により、当社グループの「ゴルフ場事業」「ホテル事業」「広告代理店事業」の3事業に影響が及んでいます。

業績については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」をご確認ください。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

①経営成績等の状況の概要

当第1四半期連結累計期間における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結累計期間末において判断したものです。

当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用しています。これに伴い、当第1四半期連結累計期間の「建設事業」の売上高が146百万円増加、「広告代理店事業」の売上高が122百万円減少しています。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

(資産の部)

当第1四半期連結累計期間末における資産の残高は603億48百万円（前期末比13.4%減）となり、前連結会計年度末に比べ93億円の減少となりました。主な要因としては、「現金及び預金」および「受取手形・完成工事未収入金等」の減少によるものです。

(負債の部)

当第1四半期連結累計期間末における負債の残高は245億7百万円（前期末比26.3%減）となり、前連結会計年度末に比べ87億38百万円の減少となりました。主な要因としては、「支払手形・工事未払金等」および「電子記録債務」の減少によるものです。

(純資産の部)

当第1四半期連結累計期間末における純資産の残高は358億40百万円（前期末比1.5%減）となり、前連結会計年度末に比べ5億62百万円の減少となりました。主な要因としては、「利益剰余金」の減少によるものです。

ロ. 経営成績

当第1四半期連結累計期間における我が国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあり、経済活動の抑制をはじめ、個人消費の減退、所得環境の悪化等、引き続き厳しい状況で推移しています。政府による各種政策やワクチン接種のペースアップによる持ち直し効果が期待されている一方、変異株の出現や各種行動制限下での東京オリンピックの開催等、引き続き新型コロナウイルス対策を継続しつつ、内外の感染拡大による社会経済活動の下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。国内では特に観光業、サービス業、飲食業、小売業を中心に大きな打撃を受けています。

当社グループが主に事業を展開している建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間企業の設備投資は持ち直していますが、今後も建設需要やニーズの変化に対して注視が必要な状況が続いています。また、連結子会社、特にホテル事業においては海外を含め集客面においてコロナ禍の影響を直接的に被っており、厳しい経営環境となっています。

かかる状況下におきまして、当社グループの当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高137億20百万円（前年同四半期比7.8%減）、営業利益20百万円（前年同四半期比91.6%減）、経常利益2億41百万円（前年同四半期比31.0%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益2億66百万円（前年同四半期比23.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| ①建設事業 | 当第1四半期連結累計期間における建設事業の業績につきましては、受注高は前年同四半期と比べ61.0%減の72億71百万円、売上高は前年同四半期比7.1%減の133億80百万円となり、セグメント利益については前年同四半期比62.8%減の1億70百万円となりました。 |
| ②ゴルフ場事業 | ゴルフ場事業の業績につきましては、売上高は前年同四半期比84.4%増の71百万円となり、セグメント利益は10百万円となりました。（前年同四半期は17百万円のセグメント損失） |
| ③ホテル事業 | ホテル事業の業績につきましては、売上高は前年同四半期比37.5%減の1億30百万円となり、セグメント損失は1億70百万円となりました。（前年同四半期は1億95百万円のセグメント損失） |

- ④広告代理店事業 広告代理店事業の業績につきましては、売上高は前年同四半期比37.5%減の1億49百万円となり、セグメント利益は4百万円となりました。（前年同四半期は2百万円のセグメント損失）

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、15百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,836,853	6,836,853	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	6,836,853	6,836,853	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
令和3年4月1日～ 令和3年6月30日	—	6,836,853	—	9,116	—	—

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

令和3年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 632,000	—	—
完全議決権株式（その他）（注）	普通株式 6,134,800	61,346	—
単元未満株式	普通株式 70,053	—	—
発行済株式総数	6,836,853	—	—
総株主の議決権	—	61,346	—

（注） 完全議決権株式（その他）の中には、株主名簿上は当社名義になっていますが、実質的に所有していない株式200株が含まれています。これらによる議決権2個は議決権の個数の計算から除いています。

② 【自己株式等】

令和3年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
（自己保有株式） 北野建設株式会社	長野市県町 524番地	632,000	—	632,000	9.24
計	—	632,000	—	632,000	9.24

（注） この他に株主名簿上は当社名義になっていますが、実質的に所有していない株数が200株（議決権2個）あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来千円単位で記載していましたが、当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間より百万円単位で記載することに変更しました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前第1四半期連結累計期間についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズによる四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,998	11,372
受取手形・完成工事未収入金等	18,975	13,363
有価証券	16	16
販売用不動産	3,242	3,242
未成工事支出金	1,307	728
開発事業等支出金	78	—
その他の棚卸資産	53	51
その他	2,192	1,593
貸倒引当金	△29	△15
流動資産合計	38,834	30,352
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,196	16,538
土地	10,073	10,073
その他	6,498	6,691
減価償却累計額	△11,770	△12,314
有形固定資産合計	20,998	20,988
無形固定資産	201	196
投資その他の資産		
投資有価証券	6,729	6,024
長期貸付金	75	72
退職給付に係る資産	923	931
繰延税金資産	30	28
その他	1,888	1,785
貸倒引当金	△33	△30
投資その他の資産合計	9,613	8,810
固定資産合計	30,814	29,996
資産合計	69,649	60,348

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	11,094	6,897
電子記録債務	6,773	4,700
短期借入金	4,000	4,000
未払法人税等	1,046	49
未成工事受入金	4,741	3,941
賞与引当金	324	564
その他の引当金	79	71
その他	1,985	1,157
流動負債合計	30,045	21,382
固定負債		
退職給付に係る負債	60	62
会員預託金	1,836	1,818
繰延税金負債	1,000	978
その他	303	265
固定負債合計	3,200	3,125
負債合計	33,246	24,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,116	9,116
資本剰余金	3,188	3,188
利益剰余金	23,384	22,970
自己株式	△1,938	△1,939
株主資本合計	33,751	33,336
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,985	1,688
繰延ヘッジ損益	16	19
為替換算調整勘定	26	173
退職給付に係る調整累計額	124	122
その他の包括利益累計額合計	2,153	2,003
非支配株主持分	498	500
純資産合計	36,403	35,840
負債純資産合計	69,649	60,348

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
売上高		
完成工事高	14,267	13,134
兼業事業売上高	611	586
売上高合計	14,879	13,720
売上原価		
完成工事原価	13,010	12,161
兼業事業売上原価	540	492
売上原価合計	13,551	12,654
売上総利益		
完成工事総利益	1,256	972
兼業事業総利益	71	93
売上総利益合計	1,328	1,066
販売費及び一般管理費	1,079	1,045
営業利益	248	20
営業外収益		
受取利息	4	1
受取配当金	84	82
会員権引取差額	15	9
為替差益	—	126
その他	11	17
営業外収益合計	115	237
営業外費用		
支払利息	14	15
その他	0	0
営業外費用合計	14	16
経常利益	349	241
特別利益		
投資有価証券売却益	—	123
特別利益合計	—	123
特別損失		
固定資産処分損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	349	364
法人税、住民税及び事業税	125	23
法人税等調整額	9	70
法人税等合計	134	94
四半期純利益	214	270
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△0	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	215	266

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
四半期純利益	214	270
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	125	△296
繰延ヘッジ損益	24	2
為替換算調整勘定	△28	147
退職給付に係る調整額	△23	△2
その他の包括利益合計	99	△148
四半期包括利益	314	121
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	315	117
非支配株主に係る四半期包括利益	△0	4

【注記事項】

（会計方針の変更）

- 1 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（1）工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を、それ以外の工事については工事完成基準を適用していましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しています。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。また、履行義務の充足にかかる進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しています。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

（2）代理人取引に係る収益認識

建設事業及び広告代理店事業に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から財又はサービスの取引先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当第1四半期連結累計期間の完成工事高が146百万円増加、兼業事業売上高が122百万円減少し、完成工事原価が146百万円増加、兼業事業売上原価が122百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ0百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響は2百万円増加しています。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」（令和2年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる利益を分解した情報を記載していません。

- 2 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費は次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
減価償却費	170百万円	202百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	621	100.0	令和2年3月31日	令和2年6月29日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月24日 定時株主総会	普通株式	682	110.0	令和3年3月31日	令和3年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自令和2年4月1日 至令和2年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	ゴルフ場事業	ホテル事業	広告代理店 事業			
売上高							
外部顧客への売上高	14,403	37	208	228	14,879	—	14,879
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	0	0	10	11	△11	—
計	14,404	38	209	238	14,890	△11	14,879
セグメント利益 又は損失 (△)	456	△17	△195	△2	241	6	248

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額6百万円は、全てセグメント間取引消去です。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期連結累計期間（自令和3年4月1日 至令和3年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	建設事業	ゴルフ場事業	ホテル事業	広告代理店 事業			
売上高							
一時点で移転される財 又はサービス	517	70	130	140	858	—	858
一定の期間にわたり移 転される財又はサービ ス	12,751	—	—	—	12,751	—	12,751
顧客との契約から生じ る収益又はサービス	13,268	70	130	140	13,609	—	13,609
その他の収益	110	—	—	—	110	—	110
外部顧客への売上高	13,379	70	130	140	13,720	—	13,720
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	1	0	8	10	△10	—
計	13,380	71	130	149	13,731	△10	13,720
セグメント利益 又は損失 (△)	170	10	△170	4	14	6	20

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額6百万円は、全てセグメント間取引消去です。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しています。

当該変更により、当第1四半期連結累計期間の「建設事業」の売上高が146百万円増加、セグメント利益は0百万円増加し、「広告代理店事業」の売上高が122百万円減少しています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りです。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	34円68銭	42円94銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	215	266
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	215	266
普通株式の期中平均株式数 (千株)	6,212	6,204

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

令和3年8月6日

北野建設株式会社

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ
東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 村田 征仁

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 吉村 仁士

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北野建設株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北野建設株式会社及び連結子会社の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しています。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。